

「一般社団法人日本手外科学会」定款施行細則第5号  
委員会及び委員に関する細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、委員会及び委員について定款第51条に規定することの他にこの細則を定める。

(委員会の設置と委員の委嘱)

第2条 理事長は、本学会の会務を執行するために必要な委員会を設置し、委員会委員は原則として代議員の中から理事長が委嘱する。

(常置委員会と特別委員会)

第3条 委員会には、常置委員会と特別委員会をおく。常置委員会の委員の任期は、2年とし、原則として連続2期を超えることはできない。

2. 特別委員会委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。特別委員会は、その業務、目的が終了した時点で解散する。

(委員長を選任)

第4条 委員長は、委員の互選によって決定する。

(アドバイザーの選任)

第5条 理事長は委員長の要請により理事会の議を経て、委員会にアドバイザーをおくことができる。アドバイザーの任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(委員候補者リスト)

第6条 委員の交代に当たり、各委員会は交代委員数の3倍の委員候補者を選び、そのリストを理事長に提出する。

(選定方法)

第7条 理事長は新委員の選任に当たり、前項の委員候補者リストを参考とし、広く意見を求めるため、職務、地域等に留意し、原則として、2つ以上の委員会委員を兼

任しないように選定して委嘱する。

2. 新委員の決定までは、旧委員会が活動を行う。

(議事録)

第8条 委員会開催の都度、各委員会委員長はその議事録をできるだけ速やかに理事長に提出する。

(年次報告書及び次年度予算案)

第9条 各種委員会委員長は総会開催の40日前までに、委員会年次報告書及び次年度予算案を理事長に提出する。

附 則

1. この細則の変更は、理事会において行う。
2. この細則は、平成22年5月13日より施行する。